

架空請求ハガキにご注意！

最近、民事訴訟管理センターという機関より「総合消費料金未納分訴訟最終通告」という内容のハガキが届いているとの情報が多数入ってきています。ハガキには「未納料金について裁判所へ民事訴訟の訴状申入れがなされた。」「後日管轄裁判所より呼出状が発行される。」「裁判を欠席すると、相手の言い分どおりに判決が言い渡され、差し押えを執行される。」などの内容が記載されています。

1 月号でもお知らせしましたが、こういった内容のハガキは全国的に届いている架空請求詐欺で、実際にコンビニなどで販売しているプリペイドカードを 50 万円分購入し支払ってしまった例もあります。記載の電話番号には、絶対に連絡しないようにしましょう！



- ・「民事訴訟管理センター」は実在しない行政機関です。絶対に電話しないようにしましょう！
- ・裁判所や弁護士が、訴訟・差押などの重要案件をハガキで通知してくることはありません。
- ・もし、不安に感じる場合は、最寄りの駐在や役場産業経済課内消費生活センターまでご相談ください。

【不審者や不審車両を見かけたら、警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！】

苫小牧警察署 ☎ 0144 ㊟ 0110・追分駐在所 ☎㊟ 2003・安平駐在所 ☎㊟ 2339

早来駐在所 ☎㊟ 2030・遠浅駐在所 ☎㊟ 2211・役場総務課 ☎㊟ 2511

町内で犯罪行為や不審者などを目撃した場合は警察に通報するか、安平町役場総務課情報グループ (☎㊟ 2511) までご連絡ください。

なお、不審者などの情報が入った場合、町ではホームページトップ画面「おしらせ」にその内容を掲示しています。

インターネットから [安平町ホームページ](#) [検索](#) でご覧ください。

ほくとくん防犯メールをご利用ください

道内の各警察署から、子どもに対する声かけ事案や犯罪から身を守るために必要な犯罪発生情報、防犯対策情報を電子メールを使って皆さんのパソコンや携帯電話へお知らせします。

登録は、北海道警察ホームページ <http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

へアクセスしてください。

